

# ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での 地方自治(3・完)\*

前田 萌

## Local Autonomy under Home Rule in Washington State

Moe MAEDA

Abstract

Washington Constitution was adopted in 1889 as legislative home rule which admitted home rule cities to legislate concerned 'local/municipal affairs' as long as consisted with state law. However, it was not seemed that legislative model in Washington accomplished the purpose of home rule system, namely immunity from state interference because of the principle of 'state supremacy'. The study focused on the period from 1889 to 1929 in Washington, when local area undergone drastic changes as a result of railroad constructions and analyzed local autonomy of municipalities under the system. The analysis showed that the points of Washington home rule system were Classification proportion to population and state supremacy. They made big cities exercise authorized broad powers of local control in their limits and gave state legislature posers of control excessive local regulations. On the other hand, the system was a base of applying other elements to self-government rather than directly expanded local power in Washington local autonomy. Since legal consideration in the validity of local law rejected to the 'implied preempt doctrine', checked the conflict between state law and local law with 'liberally construe' offered by state law, and were affirmative to exercise broad municipal police power delegated in Constitution, the big cities (First Class City) in Washington have relatively broad range that they can enact local law. This Study concluded that legislative home rule in Washington was useful for local autonomy to be compatible with the following two different conditions. One of them that there was quite difference from population and possibly capacity among municipalities, and another one that state legislature should not completely denied local regulations of statewide problems such as railroad construction.

### IV. ワシントン州におけるホーム・ルール制度 下での地方自治

II. では、ホーム・ルール制度導入の背景について、ディロンとクーリーという2人の法律家の考えを中心に、鉄道建設を巡って論じられた、地方自治法人の自治権の位置づけについての2つの代表的な見解を取り上げた。続くIII. では、ワシントン州におけるホーム・ルール制度の導入の過程と運用について検討した。

レジスレイティブ型ホーム・ルール制度を採用するワシントン州では、インペリオ型ホーム・ルール制度のような「ホーム・ルールの問題は存在しない」と言われて

きた。その理由はここまで確認してきたように、ホーム・ルールの最大の眼目であった、「全州的事務」と「地方的事務」との線引きによる、州立法府の干渉を排除した地方政府の排他的管轄事項の設定がなく、全ての領域で「州の優越」原則が貫かれているためである。ワシントン州はなぜレジスレイティブ型を導入したのか。ワシントン州にとって、レジスレイティブ型ホーム・ルール制度の意味とはどのようなものであったのだろうか。以下ではこれまでの検討を踏まえて、19世紀末から20世紀初頭における、ワシントン州のホーム・ルール制度の意義を明らかにする。

本章の構成は以下のとおりである。初めに、III. の最

後で触れた、インペリオ型がもたらす問題として指摘された、地域において人々の属性に基づく分断が生じた状況について確認し、ワシントン州がこの型を導入せず、レジスレイティブ型を維持した理由の一端について考察する（1節）。

次に、インペリオ型をとる代表的な州であるカリフォルニア州との対照を通じて、ワシントン州のホーム・ルール制度の特徴について考察する。まず、Ⅲ. で示した、ワシントン州におけるレジスレイティブ型ホーム・ルール制度に関わる論点を、次の4点、すなわち、(1) 州憲法のホーム・ルール規定、(2) 州の制定法の規定、(3) 「地方的関心事 (local concern)」の取り扱い、(4) ポリス・パワーにまとめ直す。その上で、カリフォルニア州のインペリオ型ホーム・ルール制度を参照しつつ（2節）、ワシントン州のホーム・ルール制度の特徴を析出する（3節）。そして、ここで導いたワシントン州の特徴が、ワシントン州の地方自治制度の中でどのような役割を果たしているかを検討する（4節）。最後に、本稿で得られた知見をまとめる（5節）。

#### Ⅳ. 1. ホーム・ルール制度による地域の独立性と排他性

Ⅱ. において、ホーム・ルール制度の成立の背景には都市的問題への対処があったことを確認した。1890年から1920年頃のアメリカでは、この30年間にそれ以前の70年間を上回る1,800万人の移民が流入したが、その多くが従来の北欧・西欧出身者ではなく南欧・東欧からの移民であったという<sup>1)</sup>。このような移民の多層化に加えて、従来のアメリカ住民の間でも、都市、郊外、農村といった居住地などにおける多層化が進展し、異なる属性をもつ人々間の対立が社会問題となっていた<sup>2)</sup>。このような中で、民族、社会、経済、倫理において同質な人々が集まる近隣社会が地方自治法人を創設し、それぞれの地域の秩序を形成して構成員のアイデンティティを保持するという「同質者による秩序づくり<sup>3)</sup>」によって衝突の回避を模索するようになったことが指摘されている。

先行してホーム・ルール制度を導入したミズーリ州（1875年州憲法9章16条、20条）、カリフォルニア州（1879年州憲法11章8条）は、制定直後は人口100,000人以上の大都市を念頭に置いていたが、その要件を数千人に引き下げることで、地方自治法人の創設を郊外地域にも広げていった。ホーム・ルール制度が後に批判され

るように、異質な人々との交わりや衝突を回避する手段としても利用されるようになったとされるのはこのためである<sup>4)</sup>。当初大都市向け制度として構築されたホーム・ルール制度は、一部の地域で、より規模の小さいまとまりに、州から独立して定めることのできる「地方的事務」を認めるインペリオ型に展開した。この型は、住民が共通に承認する価値を更に高め、地域の性格をより明確に表現することが可能となる。「同質者による秩序づくり」によらなければ地方的課題を解決できないような地域の独立性の強い州にとっては一定の意義のある型と推測される。

では、ワシントン州は何故こうした流れに与しなかったのだろうか。ここまで確認した通り、ワシントン州は、アメリカ全土の傾向と同様、またはそれ以上に新たな移民流入の影響を受けており、旧住民は新住民に対して「苦々しい思い」を抱いていた。それにもかかわらず、インペリオ型を導入することも、1964年まで人口要件を緩和することもなかった。その理由は、上記のような「『同質者による秩序づくり』に対する疑念に支えられていた<sup>5)</sup>」ことにあると説明される。また、共同体としての利益を保護することはすなわち、共同体内の平等性及び均一性の強調、また個人の基本的権利の制約といった事柄を意味する<sup>6)</sup>。こうした指摘を踏まえれば、州憲法制定会議において個人の政治的、経済的利益の保護を重視することを主張した「人民党」が大きな影響を及ぼしたワシントン州では支持を得ないであろうことが推察される<sup>7)</sup>。このような点に、ワシントン州が地方自治法人の独立性が一般に強くなると考えられる、インペリオ型を導入しなかった理由を伺うことができるだろう。

では、ワシントン州にとって、ホーム・ルール制度の導入とはどのような意味を持っていたのか。ホーム・ルール制度を憲法に規定することで、ワシントン州は少なくともこの州にとっての人口集中地（シアトル、タコマ、スポーケン）にはホーム・ルール制度の必要性を認めていた。以下では、その特徴について、同じ西海岸でワシントン州に先行してホーム・ルール制度を取り入れ、インペリオ型に制度を変更したカリフォルニア州の制度と対照しながら検討する<sup>8)</sup>。

#### Ⅳ. 2. ホーム・ルール制度比較

##### Ⅳ. 2. 1. ワシントン州（レジスレイティブ型）の制度概要

Ⅲ. で見た、1889年から1929年までのワシントン州

における自治制度の特徴は、主に次の4点である。

まずワシントン州について、(1) ホーム・ルール制度(州憲法 11 章 10 条)、(2) 制定法上の特徴として、等級分類と権限の有無に関する解釈原則、(3) ホーム・ルール制度の焦点たる「地方的関心事 (local concern)」の取り扱い、(4) ホーム・ルール制度と並ぶ地方自治法人の憲法上の権限であるポリス・パワーの議論、の4点について、これまで確認してきたことを補足しつつまとめる。

#### IV. 2. 1. 1. 州憲法上のホーム・ルール制度

州憲法 11 章 10 条は、地方自治法人の創設は州の一般法によるものとした上で、ホーム・ルール制度の適用対象となる地方自治法人の人口要件を定め、人口 20,000 人以上のシティに対し、自治憲章の起草権を認める一方、州の一般法が法人化、法人の組織、人口規模に基づく等級分類を規定することを許している。また、憲章制定会議の設置方法や憲章草案の告知・投票についての定めを置く。自治憲章は「この州の憲法及び法律と両立させまた従って (consist with and subject to)」起草されるが、憲章で制定可能な事項を列挙しているわけではない (イニシアティブの機能の保障)<sup>9)</sup>。

#### IV. 2. 1. 2. 制定法上の特徴

ワシントン州における制定法上の特徴は、等級分類と地方自治法人の権限の有無に関する解釈原則規定にある。州制定法は人口に基づく等級分類を行い、第1級から第4級までのシティの権限を詳細に定めた<sup>10)</sup>。そして、第1級シティには制定法の「寛大な解釈 (liberally construe)」が要請された (Wash. Comp. Stat. §§ 8981, 8982/Rem. & Bal. code § 7518, 7519) 一方、第2級シティ以下はデイルン・ルールに従い、明示的文言で授權された権限、それらから必然的に、または相当程度含意されるかそれらに付随する権限、そして地方自治法人の目的に不可欠な権限、のいずれかにあたる権限に基づく行為のみが、地方自治法人のものとして認められた<sup>11)</sup>。

#### IV. 2. 1. 3. 「地方的関心事」の取り扱い

ワシントン州では、州立法府の行為、立法するあらゆる領域で、州の優越 (state supremacy) の原則が貫かれる (州憲法 11 章 10 条)。一方で、第1級シティについては、地方的関心事については州法の授權自体は問題

とならない。州裁判所は、州法の明示的又は黙示的授權がなくとも、既存州法との衝突があるか、どちらかの法の目的が無効化されるような実態がない限り地方の法は認められる。その意味で、第1級シティは、州法に反しない限りでの全般的な地方の法の制定権を有する<sup>12)</sup>。

また、州法の空白領域においては、裁判所は、州法が何らかの規定を置く趣旨であるとして地方の法の制定を認めないという黙示的先占理論を一般に適用しない。裁判所の基本的姿勢は、州法と地方の法の規制が調和する (harmonize) ことが可能かどうかを検討する。州裁判所は当該規制同士が衝突する (conflict) 場合、すなわち、どちらかを無効化するような矛盾したもの、両立しえないものである場合にのみ条例を無効とする。

#### IV. 2. 1. 4. ポリス・パワーの取り扱い

州のポリス・パワーは、州憲法 11 章 11 条により全てのカウンティ、シティ、タウン、タウンシップに委任されている。ポリス・パワーは、それに基づく対象が「地方的で、合理的な規制であり、一般法と矛盾していない限り<sup>13)</sup>」地方自治法人の規制は州立法府の個別の承認を必要とせず、地方自治法人の多くの規制活動の根拠となってきた。特に第1級シティにおいては、ポリス・パワーの最も古くからの内容である公衆の健康と安全の保護を目的とする条例が裁判所に特に支持される傾向にあった。その中には、「NIMBY (Not in My Back Yard)」問題として扱われるような事例も含まれていたが、そうした事例においても、州裁判所は、州立法府による規制が行われるまでは違法としない判断を下してきた。

#### IV. 2. 2. カリフォルニア州 (インペリオ型) の制度概要

次に、ワシントン州の制度の特徴を析出するための参考として、カリフォルニア州の制度について若干の紹介を試みる (図 2)。カリフォルニア州では 1879 年州憲法で、レジスレイティブ型のホーム・ルール制度が導入された<sup>14)</sup>。しかし、1896 年及び 1914 年の改正で自治憲章を有する地方自治法人に対して地方的事務における州立法府の干渉を防ぐインペリオ型ホーム・ルール制度に転換した。

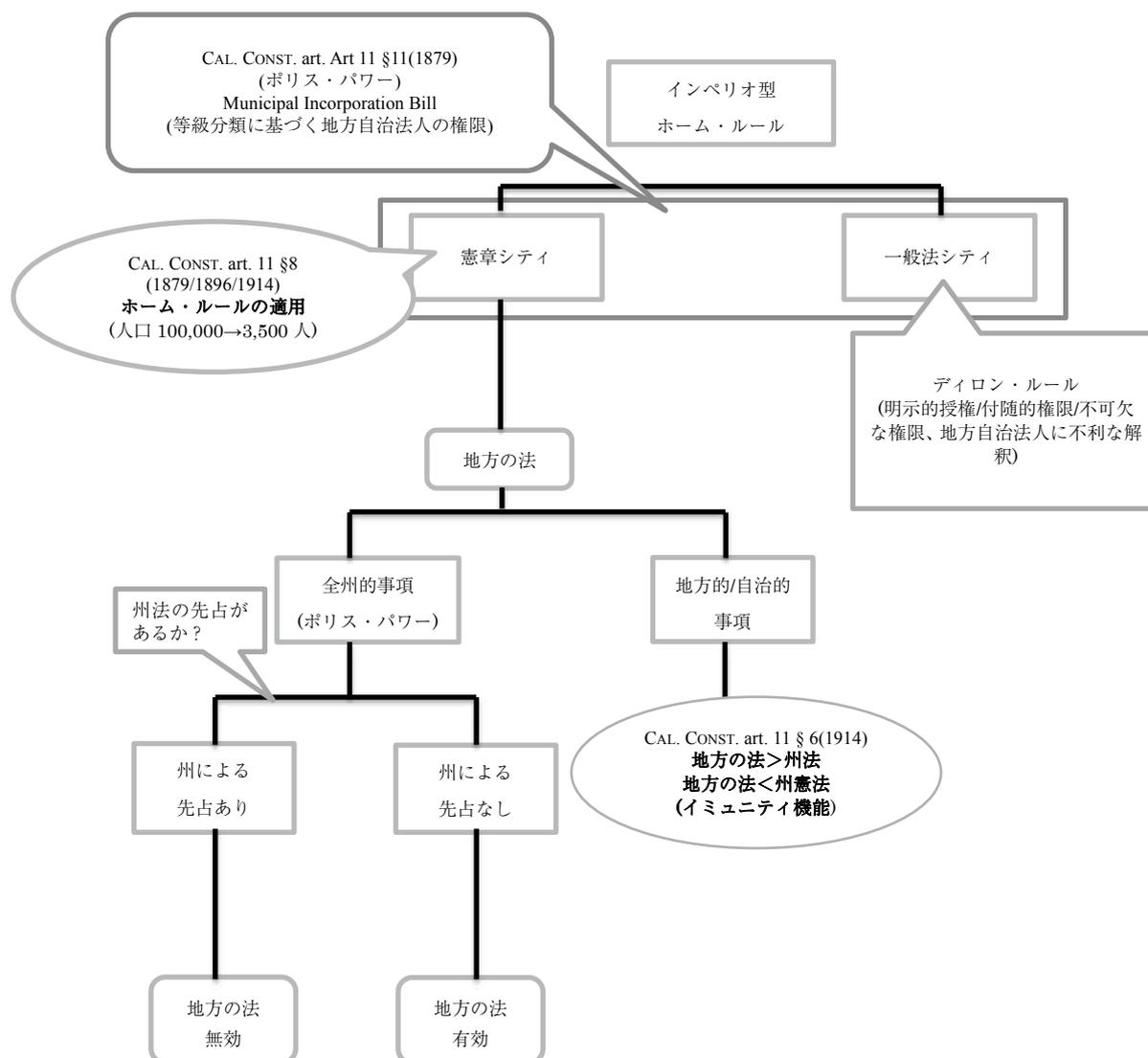


図2：インペリオ型ホーム・ルール制度（カリフォルニア州）における地方の法の有効性審査過程

本文を基に筆者作成。

#### IV. 2. 2. 1. 州憲法上のホーム・ルール制度

カリフォルニア州憲法において、ワシントン州憲法 11 章 10 条にあたるのは、特別法による地方自治法人創設を禁止し、人口による等級分類に基づく地方自治法人の創設を一般法で定めるよう規定した 11 章 6 条、100,000 人を超える人口を有する地方自治法人に自治憲章の起草を認める 11 章 8 条であった。11 章 8 条の人口要件を満たす地域は、当時サンフランシスコのみであったことから、この制度はサンフランシスコ市を対象としたものであることは明らかであったが<sup>15)</sup>、1890 年の修

正により人口要件は 3,500 人に切り下げられた。

これらの地方自治法人は、2. 2. 3. に述べる州法による授権以外の事柄について自治憲章に定めることができた（イニシアティブの機能の保障）。そして、州憲法の改正の度に「地方的事務（local affairs）」についての州法の干渉を排除する機能が高められていった（イミュニティの機能の保障）。

#### IV. 2. 2. 2. 制定法上の特徴

カリフォルニア州も、制定法に等級分類の規定を置い

ている。州憲法の制定直後に制定されたのは地方自治法人法 (Municipal Incorporation Bill) である。カリフォルニア州では、当初地方自治法人を6つの等級に分け、第1級シティ (100,001人以上)、第2級シティ (30,001~100,000人)、第3級シティ (15,001~30,000人)、第4級シティ (10,001~15,000人)、第5級シティ (3,001~10,000人)、第6級シティ (~3,000人) と定められた<sup>16)</sup>。

カリフォルニア州は、大都市の規模が大きい分、ワシントン州よりも地方自治法人の人口規模の差が大きく、等級も細かい。第1級から第3級までは、法制定当時1シティずつしか当てはまらず、この人口についての等級分類規定は繰り返し特別立法の疑義が投げかけられた<sup>17)</sup>。当初は、地方自治法人の設立と組織は一般法を制定するためにのみ許されると解されていた。しかし後に、等級分類は①市の権限についての一般法を制定するためにむしろ用いられうる、②その場合は (特別立法のようなものではなく) 人口による一般的な等級分類でなければならないと解されるようになった<sup>18)</sup> という。

#### IV. 2. 2. 3. 自治的地方的事項 (local/municipal affairs) の取り扱い

既に述べてきたように、レジスレイティブ型とインペリオ型を分けるこの点が、ワシントン州との最大の違いといってよい。カリフォルニア州は、1896年の州憲法改正で、「自治的事項 (municipal affairs) を除き、シティの憲章は州一般法に従わねばならず、また、それによって支配される」こととされた (1896年修正州憲法11章6条)<sup>19)</sup>。Sato教授によれば、この修正の効果は、自治憲章内に特別に規定される権限と、自治的事項に関する権限に対する州立法府の干渉から憲章シティを守ることにあつた<sup>20)</sup>。続く1914年の再度の改正で、憲章シティは「憲章の中に規定された制約と制限のみに従い、自治的事項についてあらゆる法律および規則を制定し、執行する権限が与えられる。そして、その他の事項に関しては、市は州の一般法に従い、それによって強制される」とされた (1914年修正州憲法11章6条)<sup>21)</sup>。

この一連の修正の結果、カリフォルニア州のホーム・ルール制度の対象たる地方自治法人 (憲章シティ) は、自治的事項については州憲法及び自治憲章の制約のみに服するのであり、自治憲章は自治的事項についての限界を画するものとなった<sup>22)</sup>。ただし、既に多くの論者が指摘しているように、自治的事項と全州的事項の線引き

を巡る判例はアド・ホックなものとなり、一貫した基準を立てることが難しい<sup>23)</sup>。この困難さは、地方的事項と全州的事項とを区分する解釈からくるものである。

カリフォルニア州においては、一般に、地方的事項以外の事柄については先占理論が用いられるが、初期には州立法府の明示的先占がなければ有効であるとも解される場合もあったようである<sup>24)</sup>。州法の規制と反対の方向を向く、州法の規制を緩和する地方の法が無効であるのみならず、州法の規制と同じ方向を向く、つまり、より規制的な地方の法についても、必然に州の法律と重複し、その範囲で地方の法は無効であるとされた<sup>25)</sup>。

#### IV. 2. 2. 4. ポリス・パワーの取り扱い

カリフォルニア州の地方政府は、ワシントン州憲法にそのままの形で導入された、カリフォルニア州のポリス・パワー規定 (1879年州憲法11章11条) の下でポリス・パワーが授権されており、その規範は一般法に衝突しない限りにおいて有効となる。カリフォルニア州において、この規定は、自治的事項への州立法府の干渉から憲章シティを防御し、州のホーム・ルール制度をインペリオ型に転換させた1896年及び1914年の州憲法の改正においても修正されなかった。

このポリス・パワーに基づく「地方の警察、衛生その他のあらゆる規則 (1879年憲法11章11条)」の対象事項と、憲章シティの排他的管轄領域である「自治的/地方的事項 (municipal/local affairs)」が重なりうるかという論点について判例は一定していないことにつき、Sato教授は自身の立てる解釈基準から、「私的部門に適用される一般の州規制規範は州の方針を具体的に浸透させるので、州と地方の制定法の間には衝突が起きた場合は、地方自治 (local autonomy) の余地はない<sup>26)</sup>」とする。したがって、この見解に従えば、カリフォルニア州においても、ポリス・パワーに基づく地方自治法人の規制は州の一般法に服する。

#### IV. 3. レジスレイティブ型ホーム・ルール制度の下での地方自治

本節では、前節の整理を踏まえて、ワシントン州におけるレジスレイティブ型ホーム・ルール制度の特徴を析出する作業を行う。以下では、ワシントン州 (図1<sup>27)</sup>) 及びカリフォルニア州 (図2) における地方の法の審査過程を整理する。まず両州において、ホーム・ルール制

度の対象となる地方自治法人と、全面的にディロン・ルールに従う第2級以下の地方自治法人与人のの違いを確認し、前者の地方自治法人が制定する地方の法の有効性の審査の過程を示す。

#### IV. 3. 1. ホーム・ルール制度の対象

両州とも、まず州憲法は、全ての地方自治法人に対し、その領域内で州法と矛盾しない限りで行使することができるポリス・パワーを付与し、地方自治法人の創設を一般法で行う旨を定めていた。各地方自治法人は、州憲法に基づき、人口を基準として地方自治法人を等級分類する州制定法により、等級に応じた権限を付与される。ホーム・ルール制度の対象となるワシントン州の人口20,000人以上の第1級シティと、カリフォルニア州の人口100,000人(1890年以降3,500人)を超える憲章シティは、それぞれ州憲法により自治憲章の起草を認められる。これに当てはまらない両州の地方自治法人は、ポリス・パワーや州法により列挙された権限等、明示的文言で授権されている権限、それらから必然的もしくは相当程度含意されるまたは付随する権限、地方自治法人の目的に不可欠な権限のみ行使が認められ、そうした権限の存在に関わる公正、合理的、実質的な疑念は裁判所により地方自治法人に不利に解釈されるというディロン・ルールに従う。

#### IV. 3. 2. ホーム・ルールの対象となる地方自治法人の権限

ワシントン州の第1級シティは、州の優越の原則の下、州法と両立するように制定した自治憲章に定めた権限、ポリス・パワー、州法に列挙された権限、それらから明示的又は黙示的に授権される権限を州法に抵触しない限り広範に有する。

第1級シティの地方の法の有効性の審査においては、まず州法の規定が既にあるかどうか(先占の有無)が検討される。ここでのポイントは、裁判所が黙示的先占理論を用いない点である。州法の現行規定がない空白領域では、当該地方の法が、全州的関心事または州-地方の共同関心事と、それとも地方的関心事のいずれにあたるかが判断される。前者であれば地方の法を有効とするには、それらが州法の明示的または黙示的授権を得たものであることが必要となる。しかし、後者と判断されれば、州法の授権は要せず、州法との衝突の有無が問われるのみである。この領域は非常に限られるが、地方的関心事

においてはイニシアティブの機能が働いている<sup>28)</sup>。

一方で、州法の規定により当該事務が先占されている場合、地方の法が州法の授権に基づくものか否かが審査される。ここでのポイントは、関連州法の解釈が「寛大に」なされることが要請されている点である。この点は、「地方自治法人に不利に解釈する」というディロン・ルールとは明確に異なる。ホーム・ルール制度の直接の効果とまでは言えなくとも、ディロン・ルールの例外として自治制度全体から注目される。州法の授権が何ら認められない場合は、地方の法は無効となる。しかし、明示的または黙示的授権が認められた場合は、先述の地方的事務についての地方の法と同様、次に当該州法との衝突の有無が検討される。ここでのポイントは、裁判所は両者の規制が衝突する場合を除いて、地方の行為又は法は有効と判断する傾向にある点である。

カリフォルニア州の憲章シティは、制定した自治憲章に定めた権限、ポリス・パワー、州法に列挙された権限、それから授権される権限を有する。ワシントン州と異なる点は、自治憲章の位置づけである。州憲法制定後の2度の修正を経て、憲章シティは自身が自らに課す制約を定める自治憲章と州憲法に反しない限り、自治的事項に関するあらゆる地方の法を制定し執行することが可能とされた。レジスレイティブ型を採用するワシントン州でも、関心事の帰属を検討するように、同様の検討事項が無いわけではなかった。しかし、その場面は州立法府の関与がない領域のみであったため、インペリオ型よりも限定されていた。レジスレイティブ型は州の優越の原則が全領域に及ぶこともあり、ホーム・ルール制度自体が地方の法の有効性承認に寄与する効果はインペリオ型に比べて大きくはないようである。

インペリオ型をとるカリフォルニア州で地方の法の有効性を審査するには、この全州的事項と自治的事項の線引きが最大の問題であった。自治的事項と判断されれば地方の法は有効となる。一方で、全州的事項と判断されれば、州法による当該事項の先占の有無が審査され、州法との重複が認められれば、先占があるものとして地方の法はその限りで無効となる。

#### IV. 4. 自治を巡る諸要素の関連性

ここで、地方自治法人の権限の全体像を整理するため、ホーム・ルール制度と州憲法により付与されるポリス・パワー、そして地方自治法人の権限に関する州法につい

て述べる。なぜなら、ワシントン州において、ポリス・パワーと、州法の列挙事項に基づく地方の権限行使、州制定法による権限の解釈原則は、州憲法11章10条のホーム・ルール条項と関係しつつ地方自治法人の権限の広狭に影響を与えているためである。では、この関連性が、結果としてどのように地方自治法人を単なる「政治的下部機関」ならぬ地方「自治」法人とさせているのだろうか。

ワシントン州の地方自治法人にとって、ポリス・パワーは、州憲法から直接授権された権限である。各等級の地方自治法人は、等級ごとに州法の規定で具体的に行使可能な権限を列挙されているが、それら他の州法の授権よりも、ポリス・パワーは憲法上の一段強い保障を与えられている。このことによって、地方自治法人は、領域内のみという厳格な地域的制限の下、州法に抵触しない限り地方の警察、衛生その他の規則の制定、執行を広範に認められていた。この点はカリフォルニア州も同様であるものの、ワシントン州においては特に第1級シティにおいてとりわけこの権限が州裁判所で認められる傾向にあった。また、第1級シティは、制定法により、選挙、投票の規定、地方自治法人の財産の使用、処分、地方自治法人の利用に供する個人の財産への課税、道路、公共施設の管理、鉄道の許認可、等の権限が授権されている(Rem. & Bal. code § 7507)<sup>29)</sup>。地方の法の有効性を審査する際、裁判所は、こうした授権規定を、第2級以下の地方自治法人のように「地方自治法人に不利に解釈する」ディロン・ルールを適用するのではなく、「寛大に解釈する」姿勢が求められた。ポリス・パワーが、レジスレイティブ型ホーム・ルール制度の下での地方自治法人の権限に、州憲法上保障された「地方的」規則(regulation)を組み込んでいることと、ワシントン州裁判所がポリス・パワー及び州法に根拠を置く地方の法の有効性の判断において、先占の問題よりも抵触問題を重視し、かつ地方の法が州法と「調和する」場合、抵触と判断しないという立場をとっていることは地方自治法人の自治の領域の確保に寄与していると言える。

ワシントン州のホーム・ルール制度は、I.3.(1)で紹介したイニシアティブとイミュニティの2つの機能の面から見ればイニシアティブの機能を有するのみである。この点からは、カリフォルニア州のようにイミュニティの機能を有するインペリオ制度と比べて、地方自治法人の自治権を拡充する効果は限られていたといえるだろう。しかし、ホーム・ルール制度の対象となる第1級

シティに授権された権限は、たとえイミュニティの機能が認められない、州の優越の原則が貫徹する下においても、実際には、シティの権限が州と同程度までは認められる場合がある。本節でまとめたように、ワシントン州における地方自治法人の権限の範囲を巡る議論では、ホーム・ルール制度単体ではなく、ホーム・ルール制度と、その他の授権による権限、ディロン・ルールに全面的に依拠するのではない権限の解釈原則といった要素を組み合わせることで、全体として実質的に第1級シティに自治の領域を確保しようとしているのである。

#### IV.5. おわりに

I. で見たように、地方自治法人に対する州法の明示的委任がない場合、地方自治法人の権限とされるのは、法律に明示的に授権された権限からの黙示的授権、州のポリス・パワーからの授権、ホーム・ルール権限の3つの場合である<sup>30)</sup>。ワシントン州において、第2級以下の地方自治法人は前2つの権限のみを有し、ディロン・ルールに従って州立法府の統制に服する、実質上「州の政治的下部機関」と変わらない存在であった。これに対し、イニシアティブの機能があるホーム・ルール権限を有する第1級シティは、他の等級に比べて州法の列挙事項が増えた。しかし、州の関与を排除できるイミュニティの機能を持たず、「州の優越」の原則が強いことから、たとえホーム・ルール制度を持っていても、「ホーム・ルールの問題は存在しない」とされてきた。

しかし、このようなワシントン州のホーム・ルール制度にも、当時の地方自治制度において一定の意義を見出すことが可能であるというのが、本稿の見解である。ワシントン州の自治制度のポイントは次の3点にある。第一に、地方の法の有効性の審査において、第1級シティにおいては、州裁判所が州法の黙示的先占理論をとらない。第二に、州法を「寛大に」解釈するという原則がある。第三に、裁判所は両者の規制が衝突する場合を除いて、地方の行為又は法は有効と判断する傾向にある。南川教授によれば、先占理論はホーム・ルール制度においてイミュニティの機能の一般的效果の例外として働き、「州は、一定の領域について、立法により、明示的(expressly)または黙示的(impliedly)に、特定の活動領域または規制領域を先占または占領(occupied)することができ、州がこれをなした場合、ホーム・ルール・シティの法であるか非ホーム・ルール・シティの法であるかを問わず、

当該問題について地方自治法人の法を制定する余地が存在しなくなる<sup>31)</sup>』という。すなわち、イミュニティ機能が、純粋な地方的事項への州の関与を排除する強い自治の効果をもつことと引き換えに、全州的事項については地方の法が排除されるという強い従属の効果をもつ。そのため、インペリオ型ホーム・ルール制度では、全州的事項と地方的事項との間の線の引き方によっては、逆に権限を極めて制限する結果につながる可能性がある<sup>32)</sup>。序章で示したカリフォルニア州についての先行研究では、地方の行政活動が広域的に影響を与えるようになるにつれて、その傾向は顕著に表れたことが確認されている。

本稿が扱った1889年から1929年までの40年間のワシントン州の時代設定及び空間設定について、ここで改めて確認する。第一に、西部の開拓に伴って成立したワシントン州は、鉄道会社から、土地の供与や建設費用に関する様々な要求を突き付けられていた。鉄道会社とのやり取りの中で、州民は、州政府、地方政府と、鉄道会社をはじめとする大資本との関係性に強い不信感を抱いていた。第二に、こうした鉄道建設によって生じた人口爆発は、シアトル、タコマ等一部の地域で集中的に起こったために、地域間の人口規模に大きな差があった（本稿末資料）。地方自治法人の中には、人口集中地に創設され、地域の変容に合わせた都市的サービスの供給を確保しようとしたものがあつた一方、数百人から多くとも5,000人程度の規模が大半を占める状況にあつた。この状況は1900年頃に人口1,000人以下の地域の法人化が相次ぐ中で、1930年代まで大きくは変わらなかった。このことから、一部の人口集中地が対応すべき課題と、その他の地方自治法人が向き合うべき課題の違い及び対応能力の差を生じていたことが推測される。そこで、州立法府は等級分類を通じて地方自治法人の人口規模に応じた「身の丈に合った」権限を詳細に委任する一方で、人口規模が大きく、十分な実務能力を備えていることが想定される第1級シティに限ってホーム・ルールの制定を認め、州憲法、州法の授権を緩やかに解釈するという原則ができた。

ワシントン州のホーム・ルール制度は、ホーム・ルール制度の趣旨に反するともいえる、州の優越の原則を全行政領域に及ぼし、地方自治法人による行き過ぎた規制が個人や周辺地域との摩擦を生じることを抑えようとした<sup>33)</sup>。その代わりに自治の確保の手段として、Ⅲ. で検

討したように、第1級シティへの広範な権限付与、制定法上の解釈原則の工夫などが自治制度を支えている。そして、ホーム・ルール制度の適用を大都市である第1級シティに限り、地方自治法人の構成や財産管理、鉄道建設への対応をはじめとする権限を授権しつつ、その授権の範囲の解釈において、制定法の規定する地方自治法人に不利にならない司法解釈、すなわちディロン・ルールの例外を用いることとした。

本稿の目的は、レジスレイティブ型ホーム・ルール制度の枠組みがホーム・ルール草創期にいかなる意図をもってワシントン州によって運営されてきたかという点を明らかにすることにあつた。レジスレイティブ型の枠組みを用い、関連法の制度設計、その司法解釈を通じて形成したワシントン州の自治制度は、単に「徹底しない自治制度」または「同質者による秩序づくり」回避の手段としての側面のみではなく、局地的な都市化、鉄道延伸問題、移民の流入、政治腐敗といった様々なレベルの社会問題へ対応しようとした試みとして理解できる。

19世紀末から20世紀初めの発展途上のワシントン州では、地方自治法人の規模と能力に大きな差があるにもかかわらず、住民自身忌避していた政府や大資本との関わりから、都市のコントロール及び地域的規制が必要とされた。こうした状況においては、理念的には「州によるコントロール」の下での「都市地域の自治」を柱として設計された、レジスレイティブ型ホーム・ルール制度の枠組みが、事項の峻別に基づく地方自治を目指したインペリオ型以上に必要とされた。

資料：ワシントン州の地方自治法人の設立状況及び人口(1890年～1930年)

地方自治法人名、カウンティ名	法人化	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
Steilacoom, Pierce	1854	270	284	430	564	722
Vancouver, Clark	1857	3,545	3,126	9,300	12,637	15,766
Olympia, Thurston	1859	4,698	3,863	6,996	7,795	11,733
Port Townsend, Jefferson	1860	4,558	3,443	4,181	2,847	3,970
Walla Walla, Walla Walla	1862	4,709	10,049	19,364	15,503	15,976
Seattle, King	1865	42,837	80,671	237,194	315,312	365,583
Tumwater, Thurston	1869	410	270	490	472	793
Kalama, Cowlitz	1871	325	554	816	1,228	940
Colfax, Whitman	1873	1,649	2,121	2,783	3,027	2,782
Tacoma, Pierce	1875	36,006	37,714	83,743	96,955	106,817
Goldendale, Klickitat	1879	702	738	1,203	1,274	1,116
Dayton, Columbia	1881	1,880	2,216	2,389	2,695	2,528
Spokane, Spokane	1881	19,922	36,848	104,402	104,437	115,514
Waitsburg, Walla Walla	1881	817	1,011	1,237	1,174	869
Chehalis, Lewis	1883	1,309	1,775	4,507	4,558	4,907
Cheney, Spokane	1883	647	781	1,207	1,252	1,335
Ellensburg, Kittitas	1883	2,768	1,737	4,209	3,967	4,621
La Conner, Skagit	1883	398	564	603	516	549
Montesano, Grays Harbor	1883	1,632	1,194	2,488	2,158	2,460
Snohomish, Snohomish	1883	1,993	2,101	3,244	2,985	2,688
Sprague, Lincoln	1883	1,689	695	1,110	822	639
Union Gap, Yakima	1883	196	287	263	332	586
Centralia, Lewis	1886	2,026	1,600	7,311	7,549	8,058
Pomeroy, Garfield	1886	661	953	1,605	1,804	1,600
Yakima, Yakima	1886	1,535	3,154	14,082	18,539	22,101
Farmington, Whitman	1888	418	434	489	479	344
Nooksack, Whatcom	1888	-	-	-	283	293
Palouse, Whitman	1888	1,119	929	1,549	1,179	1,151
Pullman, Whitman	1888	868	1,308	2,602	2,440	3,322
Spangle, Spokane	1888	-	331	299	291	218
Orting, Pierce	1889	623	728	799	972	1,109
Tekoa, Whitman	1889	301	717	1,694	1,520	1,408
Waterville, Douglas	1889	293	482	950	1,198	856
Aberdeen, Grays Harbor	1890	1,638	3,747	13,660	15,337	21,723
Asotin, Asotin	1890	-	470	820	852	697
Blaine, Whatcom	1890	1,563	1,592	2,289	2,254	1,642
Buckley, Pierce	1890	878	1,014	1,272	1,119	1,052
Castle Rock, Cowlitz	1890	-	750	998	829	1,239
Colton, Whitman	1890	-	251	393	382	269
Colville, Stevens	1890	-	594	1,533	1,718	1,803
Cosmopolis, Grays Harbor	1890	287	1,004	1,132	1,512	1,493
Davenport, Lincoln	1890	-	1,000	1,229	1,112	987
Edmonds, Snohomish	1890	-	474	1,114	936	1,165
Elma, Grays Harbor	1890	345	894	1,532	1,253	1,545
Garfield, Whitman	1890	-	697	932	776	703
Hoquiam, Grays Harbor	1890	1,302	2,608	8,171	10,058	12,766
Ilwaco, Pacific	1890	-	584	664	787	750
Kelso, Cowlitz	1890	354	694	2,039	2,228	6,260
Kent, King	1890	853	755	1,908	2,282	2,320
Medical Lake, Spokane	1890	-	516	927	1,254	1,671
Mount Vernon, Skagit	1890	-	1,120	2,381	3,341	3,690
Oakesdale, Whitman	1890	528	928	882	816	637
Port Angeles, Clallam	1890	-	2,321	2,286	5,351	10,188
Port Orchard, Kitsap	1890	-	254	682	1,393	1,145
Puyallup, Pierce	1890	-	1,884	4,544	6,323	7,094
Ritzville, Adams	1890	-	761	1,859	1,900	1,777
Rockford, Spokane	1890	-	433	663	435	381

地方自治法人名、カウンティ名	法人化	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
Roslyn, Kittitas	1890	1,484	2,786	3,126	2,673	2,063
Shelton, Mason	1890	648	833	1,163	984	3,091
South Bend, Pacific	1890	-	711	3,023	1,948	1,798
Uniontown, Whitman	1890	279	404	426	404	360
Wilbur, Lincoln	1890	-	595	757	870	737
Winlock, Lewis	1890	-	655	1,140	832	864
Anacortes, Skagit	1891	-	1,476	4,168	5,284	6,564
Auburn, King	1891	-	489	957	3,163	3,906
Hamilton, Skagit	1891	-	392	405	462	252
Lynden, Whatcom	1891	-	365	1,148	1,244	1,564
Marysville, Snohomish	1891	-	728	1,239	1,244	1,354
Pasco, Franklin	1891	-	-	2,083	3,362	3,496
Sumas, Whatcom	1891	-	319	902	854	647
Sumner, Pierce	1891	-	531	892	1,499	1,967
Issaquah, King 10/	1892	-	700	628	791	763
Kettle Falls, Stevens	1892	-	297	377	276	414
Latah, Spokane	1892	-	253	339	330	284
Toledo, Lewis	1892	-	285	375	324	530
Everett, Snohomish	1893	-	7,838	24,814	27,644	30,567
Wenatchee, Chelan	1893	-	451	4,050	6,324	11,627
Rosalia, Whitman	1894	-	379	767	714	633
Northport, Stevens	1898	-	787	476	906	391
Sedro-Woolley, Skagit	1898	-	885	2,129	2,379	2,719
Prosser, Benton	1899	-	229	1,298	1,697	1,569
Republic, Ferry	1900	-	2,050	999	781	710
Bremerton, Kitsap	1901	-	-	2,993	8,918	10,170
Renton, King	1901	-	-	2,740	3,301	4,062
Burlington, Skagit	1902	-	-	1,302	1,360	1,407
Chelan, Chelan	1902	-	-	682	896	1,403
Clarkston, Asotin	1902	-	-	1,257	1,859	2,870
Cle Elum, Kittitas	1902	-	-	2,749	2,661	2,508
Harrington, Lincoln	1902	-	-	661	882	519
Lind, Adams	1902	-	-	831	724	730
Odessa, Lincoln	1902	-	-	885	1,050	830
Sunnyside, Yakima	1902	-	-	1,379	1,809	2,113
Arlington, Snohomish	1903	-	-	1,476	1,418	1,439
Bellingham, Whatcom	1903	8,135	11,062	24,298	25,585	30,823
Chewelah, Stevens	1903	-	-	823	1,288	1,315
Creston, Lincoln	1903	-	-	308	317	216
Granite Falls, Snohomish	1903	-	-	714	632	495
Monroe, Snohomish	1903	-	-	1,552	1,675	1,570
Newport, Pend Oreille	1903	-	-	1,199	950	1,080
Prescott, Walla Walla	1903	-	-	502	559	275
Reardan, Lincoln	1903	-	-	527	420	422
Snoqualmie, King	1903	-	-	279	450	752
Springdale, Stevens	1903	-	-	251	184	215
Stanwood, Snohomish	1903	-	-	544	704	715
Washtucna, Adams	1903	-	-	300	359	261
Wilson Creek, Grant	1903	-	-	405	300	216
Almira, Lincoln	1904	-	-	368	450	339
Cashmere, Chelan	1904	-	-	625	1,114	1,473
Kennewick, Benton	1904	-	-	1,219	1,684	1,519
St. John, Whitman	1904	-	-	421	597	471
Endicott, Whitman	1905	-	-	474	634	512
Fairfield, Spokane	1905	-	-	308	413	381
Kirkland, King	1905	-	-	532	1,354	1,714
Mabton, Yakima	1905	-	-	666	547	423
Oakville, Grays Harbor	1905	-	-	465	396	469

ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治(3・完) (前田)

地方自治法人名、カウンティ名	法人化	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
Starbuck, Columbia	1905	-	-	761	524	346
Sultan, Snohomish	1905	-	-	576	687	830
Camas, Clark	1906	-	-	1,125	1,843	4,239
Leavenworth, Chelan	1906	-	-	1,551	1,791	1,415
Pe Ell, Lewis	1906	-	-	838	861	891
Ruston, Pierce	1906	-	-	780	1,128	818
Tenino, Thurston	1906	-	-	1,038	850	938
Vader, Lewis	1906	-	-	631	500	465
Woodland, Clark/Cowlitz	1906	-	-	384	521	1,094
Cathlamet, Wahkiakum	1907	-	-	352	422	537
Coulee City, Grant	1907	-	-	276	472	420
Ferndale, Whatcom	1907	-	-	691	759	752
Hartline, Grant	1907	-	-	237	282	170
Hatton, Adams	1907	-	-	161	87	65
Index, Snohomish	1907	-	-	417	412	381
Kahlotus, Franklin	1907	-	-	132	151	164
Milton, King/Pierce	1907	-	-	448	484	559
Okanogan, Okanogan	1907	-	-	611	1,015	1,519
Poulsbo, Kitsap	1907	-	-	364	546	584
Quincy, Grant	1907	-	-	264	285	266
Raymond, Pacific	1907	-	-	2,450	4,260	3,828
Stevenson, Skamania	1907	-	-	387	348	400
Toppenish, Yakima	1907	-	-	1,598	3,120	2,774
Waverly, Spokane	1907	-	-	318	234	151
White Salmon, Klickitat	1907	-	-	682	619	798
Conconully, Okanogan	1908	-	-	357	270	102
Deer Park, Spokane	1908	-	-	875	1,103	1,009
Oroville, Okanogan	1908	-	-	495	1,013	800
Roy, Pierce	1908	-	-	315	287	284
Tukwila, King	1908	-	-	361	453	424
Wapato, Yakima	1908	-	-	400	1,128	1,222
Washougal, Clark	1908	-	-	456	765	1,206
Yacolt, Clark	1908	-	-	435	520	295
Bothell, King/Snohomish	1909	-	-	599	613	818
Concrete, Skagit	1909	-	-	945	924	736
Eatonville, Pierce	1909	-	-	754	861	912
Ephrata, Grant	1909	-	-	323	628	516
Friday Harbor, San Juan	1909	-	-	400	522	601
Grandview, Yakima	1909	-	-	320	1,011	1,085
Granger, Yakima	1909	-	-	453	412	568
La Center, Clark	1909	-	-	288	167	219
Lyman, Skagit	1909	-	-	441	492	441
Malden, Whitman	1909	-	-	798	1,005	375
North Bend, King	1909	-	-	299	387	548
Pacific, King/Pierce	1909	-	-	413	320	347
Ridgefield, Clark	1909	-	-	297	620	607
Skykomish, King	1909	-	-	238	267	562
South Prairie, Pierce	1909	-	-	264	215	204
Twisp, Okanogan	1909	-	-	227	289	335
Wilkeson, Pierce	1909	-	-	899	803	448
Albion, Whitman	1910	-	-	276	252	236
Brewster, Okanogan	1910	-	-	296	394	413
Bridgeport, Douglas	1910	-	-	431	337	305
Bucoda, Thurston	1910	-	-	-	442	703
Connell, Franklin	1910	-	-	-	311	321
Coupeville, Island	1910	-	-	310	343	277
Gold Bar, Snohomish	1910	-	-	-	353	304
Ione, Pend Oreille	1910	-	-	634	541	594

地方自治法人名、カウンティ名	法人化	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
Lamont, Whitman	1910	-	-	-	165	130
Marcus, Stevens	1910	-	-	481	551	583
Othello, Adams	1910	-	-	-	649	397
Richland, Benton	1910	-	-	-	279	208
Warden, Grant	1910	-	-	-	173	100
Krupp, Grant	1911	-	-	-	106	101
Mansfield, Douglas	1911	-	-	-	478	230
Metaline Falls, Pend Oreille	1911	-	-	-	153	316
Omak, Okanogan	1911	-	-	-	525	2,547
South Cle Elum, Kittitas	1911	-	-	-	587	338
Carnation, King	1912	-	-	-	536	360
Redmond, King	1912	-	-	-	438	460
Duvall, King	1913	-	-	-	258	200
Enumclaw, King	1913	-	-	-	1,378	2,084
Langley, Island	1913	-	-	-	274	268
Morton, Lewis	1913	-	-	-	522	461
Napavine, Lewis	1913	-	-	-	340	181
Pateros, Okanogan	1913	-	-	-	412	486
Riverside, Okanogan	1913	-	-	-	209	218
Sequim, Clallam	1913	-	-	-	402	534
Westport, Grays Harbor	1914	-	-	-	114	272
Oak Harbor, Island	1915	-	-	-	337	362
LaCrosse, Whitman	1917	-	-	-	-	471
Selah, Yakima	1919	-	-	-	-	767
Soap Lake, Grant	1919	-	-	-	352	282
Moxee, Yakima	1921	-	-	-	-	283
Naches, Yakima	1921	-	-	-	-	423
Long Beach, Pacific	1922	-	-	-	-	396
Bingen, Klickitat	1924	-	-	-	-	365
Longview, Cowlitz	1924	-	-	-	-	10,652
Winthrop, Okanogan	1924	-	-	-	-	270
Yelm, Thurston	1924	-	-	-	-	384
Fircrest, Pierce	1925	-	-	-	-	441
Cusick, Pend Oreille	1927	-	-	-	-	380
Millwood, Spokane	1927	-	-	-	-	493
Tonasket, Okanogan	1927	-	-	-	-	513
Everson, Whatcom	1929	-	-	-	-	295

Office of Financial Management(最終アクセス 2015/07/20)< <http://www.ofm.wa.gov/pop/popden/default.asp>> を基に筆者作成。

※色がついている地方自治法人は第1級シティである。

注

\*ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治 (1) は『政策科学』22巻2号に、(2)は『政策科学』23巻1号に掲載されています。

『政策科学』は23巻(2015年度)以降リニューアルに伴い、新しい執筆要項で発行されています。したがって22巻(2014年度)までと異なる形式で掲載しています。

<sup>1)</sup> 有賀貞他編『世界歴史大系アメリカ史2-1877年~1992年-』(山川出版社、1993年)104頁。

<sup>2)</sup> 同上、104-105頁。

<sup>3)</sup> 薄井一成『分権時代の地方自治』(有斐閣、2006年)124頁。

<sup>4)</sup> 同上、123頁。

<sup>5)</sup> 同上、137-138頁。

<sup>6)</sup> 同上、143-144頁。

<sup>7)</sup> 人民党運動が「エートス」としてワシントン州の政治に深く根付いていることを指摘するものとして、Spitzer, Hugh D. (2008) "Washington: The Past and Present Populist State." *THE CONSTITUTIONALISM OF AMERICAN STATES*. Ed. Christopher W. Hammons George E. Connor. University of Missouri Press, pp. 771-784

<sup>8)</sup> 本稿でカリフォルニア州を取り上げる意図は、ワシントン州のレジスレイティブ型の制度を相対化しその特徴を検討する目的のためであり、厳密な比較研究を行おうとするものではない。本格的な制度比較は今後の課題としたい。

<sup>9)</sup> ホーム・ルール制度の2つの機能(イニシアティブ及びイミュニティ)については、拙稿「ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治(1)」『政策科学』22巻2号65頁を参照。

<sup>10)</sup> Ballinger's Wash, Stat, 1897, §§ 714,715

<sup>11)</sup> 両者の権限の違いを述べた判例として、153 Wash. 139, 149; 279 P. 601, 604-605(1929)

<sup>12)</sup> 77 Wash. 205, 225; 137 P. 496, 504(1913)

<sup>13)</sup> 83 Wash. 322, 327; 145 P. 462, 463(1915)

<sup>14)</sup> 本節は、田島裕『エクイティの法理：英米の土地法・信託法・家族法』(信山社、2013年)に収録された、「アメリカ法(カリフォルニア州)のホーム・ルール」[ショウ・サトウ=田島裕訳]を参照した。

<sup>15)</sup> Peppin, J. C.(1941). Municipal Home Rule in California: II. *California Law Review*, 30, at 275.

<sup>16)</sup> *Id.*, at 295. 1883年の時点で第1級シティはサンフランシスコのみ、第2級シティはオークランドのみ、第3級シティはサクラメントのみ、第4級シティにサンホセ、ロサンゼルス、ストックトン、第5級シティにバレッジョ、アラメダ、マリール、サンタクルス、サンタローザ、サンタバーバラ、それ以外は第6級という具合に分けられていた。

<sup>17)</sup> Peppin, *supra*, note15, at 297.

<sup>18)</sup> 田島、前掲注14、76頁を参照。カリフォルニア州の権限を画定する人口等級分類を示す州法は2つあり、やや複雑である。詳細は上記参考文献を参照。

<sup>19)</sup> Sato, S.(1972). Municipal Affairs in California. *California Law Review* 60, at 1056.

<sup>20)</sup> *Id.*

<sup>21)</sup> *Id.*

<sup>22)</sup> 金井恵里可「『条例の先占』：カリフォルニア州におけるホーム・ルールの制度と運用を参照して(一)」『六甲台論集(神戸大学)』1994年40巻4号、174頁。

<sup>23)</sup> 例えば、McBain, H. L.(1916). *The law and the practice of municipal home rule*. Columbia University Press, at 672.

<sup>24)</sup> 田島、前掲注14、84頁。

<sup>25)</sup> 同上。

<sup>26)</sup> Sato, *supra*, note19 at 1097.

<sup>27)</sup> 図1については拙稿「ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治(2)」『政策科学』23巻1号に挙げているものを参照。

<sup>28)</sup> しかし、司法の場においてほとんどの活動が州の関心事もしくは州と地方の共同の関心事と判断されたことに鑑みれば、その機能が十分な実効性を有していたかは疑問視される。

<sup>29)</sup> Hon. R.A. Ballinger, and Hon. A. Remington, *Remington & Ballinger's annotated codes and statutes of Washington (cite Rem. & Bal. code) showing all statutes in force, including the extraordinary session laws of 1909*, Seattle, Bancroft-Whitney Co., 1910-1914, at 1454-1468.

<sup>30)</sup> 拙稿「ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治(1)」『政策科学』(2015年)22巻2号、I.2.を参照。

<sup>31)</sup> 南川諦弘「ホーム・ルール・シティにおける自治立法権について」『地方自治の本旨』と条例制定権』(法律文化社、2012年/初出1993年)34頁。

<sup>32)</sup> 同上、43頁。

<sup>33)</sup> このような考え方は、1950年代にアメリカ都市協会(American Municipal Association)が示したレジスレイティブ型ホーム・ルール制度のモデルを提唱したFordham教授の見解にも連なる。Vanlandingham, K. (1975). Constitutional Municipal Home Rule since the AMA (NLC) Model. *William and Mary Law Review*, 17, at 3.

参考文献

- ・有賀貞他編『世界歴史大系 アメリカ史2-1877年~1992年-』(山川出版社、1993年)
- ・薄井一成『分権時代の地方自治』(有斐閣、2006年)
- ・金井恵里可「『条例の先占』：カリフォルニア州におけるホーム・ルールの制度と運用を参照して(一)」『六甲台論集(神戸大学)』40巻4号(1994年)
- ・ショウ・サトウ(田島裕訳)「アメリカ法(カリフォルニア州)のホーム・ルール」田島裕『エクイティの法理：英米の土地法・信託法・家族法』(信山社、2013年)
- ・前田 萌「ワシントン州におけるホーム・ルール制度下での地方自治(1)(2)」『政策科学』22巻2号、23巻1号(2015年)

- ・ 南川諦弘 『「地方自治の本旨」と条例制定権』（法律文化社、2012年 / 初出1993年）
- ・ McBain, H. L.(1916). *The law and the practice of municipal home rule*. Columbia University Press.
- ・ Peppin, J. C.(1941). Municipal Home Rule in California: II. *California Law Review*, 30.
- ・ Sato, S.(1972) . Municipal Affairs in California. *California Law Review*, 60.
- ・ Spitzer, Hugh D.(2008) "Washington: The Past and Present Populist State." *THE CONSTITUTIONALISM OF AMERICAN STATES*. Ed. Christopher W. Hammons George E. Connor. University of Missouri Press, pp. 771-784
- ・ Vanlandingham, K.(1975). Constitutional Municipal Home Rule since the AMA(NLC)Model. *William and Mary Law Review*, 17.
- ・ Office of Financial Management (最終アクセス 2015/07/20)  
<<http://www.ofm.wa.gov/pop/popden/default.asp>>